- *情報公開法に関する国会の動き
- * 「利用しやすい情報公開法の成立をめざして」衆議院議員 北村哲男
- * 野党4会派案と政府・与党案の主な相違点
- * 地方公共団体における情報公開条例・要綱等の制定状況
- * 野党4会派「行政情報公開に関する法律案」の骨子
- * 野党4会派「行政情報公開に関する法律案」の全文
- * 政府・与党「行政機関の保有する情報の公開に関する法律案」の骨子及び「行政機関の保有する情報に関する法律の整備等に関する法律案」の骨子
- * 政府・与党案「情報公開法の規定の適用除外となる文書」

情報公開法に関する国会の動き

- 1980 年 5 月 民社党が「公文書公開法案」を衆院に提出(直後の解散により廃 案)。
- 1981 年 4月 共産党が「行政機関の公文書の公開に関する法律案」を衆院に提出。
 - 5月 社会党が「情報公開法案」を衆院に提出。
 - ツ 公明党、民社党、新自由ク、社民連が「公文書公開法案」を衆院に共同提出。(以上3案は、内閣委員会付託後審議されず、1983年11月解散により廃案)
- 1985 年 4 月 社会党が「情報公開法案」を参院に提出。(内閣委員会付託後趣旨 説明のみ行い、翌年 5 月審議未了により廃案)
- 1989 年 11 月 公明党が「行政情報の公開に関する法律案」を参院に提出。(内閣 委員会付託後、翌年1月解散により廃案)
- 1993 年 6 月 社会党、公明党、民社党、日本新党、民改連、社民連が「行政情報 の公開に関する法律案」を参院に共同提出(直後の解散により廃 案)。
- 1996年 4月 政府の行政改革委員会が「情報公開法要綱案(中間報告)」を公表。
 - 12 月 共産党が「情報公開法案」を衆院に提出(審議未了により廃案)。
 - " 政府の行政改革委員会が「情報公開法要綱案」を総理大臣に意見 具申。
- 1997年 2月 共産党が「情報公開法案」を衆院に提出。(内閣委員会付託後審議 されず廃案)
- 1997年 10月 共産党が「情報公開法案」を衆院に提出(内閣委員会に付託中。未審議)。
- 1997 年 11 月 新進党、民主党、太陽党が「行政情報の公開に関する法律案」を衆院に共同提出。 (内閣委員会付託後未審議のまま 1998 年 3 月取下げ)
- 1998 年 3 月 民友連(現民主党)、平和・改革、自由党、無所属の会が「行政情報 の公開に関する法律案」を衆院に提出。
 - "政府が「行政機関の保有する情報の公開に関する法律案」を提出。

利用しやすい情報公開法の成立をめざして

野党 4 会派案筆頭提出者 北 村 哲 男

●国会で初の情報公開法の本格審議

民主党は「平和・改革」「自由党」「無所属の会」とともに、「行政情報の公開に関する法律案」(野党4会派案)を3月27日、衆議院に提出しました。政府も同日、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律案」(政府・与党案)を国会に提出しており、国会にはじめて議員立法で情報公開法案が提出されてから18年を経て、ようやく情報公開法に関する本格的な審議が行われるのです。

●政府案は情報公開に消極的

情報公開法は、憲法に基づく国民の「知る権利」を保障し、政府にその活動を説明する責任(アカウンタビリティー)を果たさせ、国民による行政監視・行政参加をたすけるものでなければなりません。しかし政府案は、「知る権利の保障」を法律の目的に明記せず、特殊法人を公開対象から外すなど、多くの問題点を抱えています。また、政府の審議会である行政改革委員会が作成した「情報公開法要綱案」と比べても、非公開の範囲が広がるなど後退しており、官僚と自民党が相変わらず情報公開に消極的であり、行政はあくまで官のみが決定し、民はそれに従っておればよいという考えであることを示しています。

●使いやすい野党案

さらに、情報公開については地方の方が進んでおり、すでに多くの自治体で情報公開条例が制定されていますが、国の情報公開法が自治体の情報公開条例に比べて公開の範囲が狭いものになれば、自治体での情報公開の取り組みを阻害することにもなりかねません。

情報公開制度は、薬害エイズ、もんじゅ事故、住専処理などで明らかになった行政の密室性や情報隠しを許さず、官主導の国家を民主導の国家へと転換するために非常に重要な制度です。諸外国と比較しても遜色がなく、裁判管轄を原告住民の住所地にも認めるなど利用しやすさに配慮した野党4会派案に基づいて情報公開制度を確立することこそが必要なのです。

野党4会派案は、政府・与党案より、大きく分けて次の5点で優れています。

●「国民の知る権利」を明記

第1は、情報公開法が「国民の知る権利を保障する」ものであることを、法の目的に明記している点です。情報公開法にもとづく公開請求が、憲法上の「知る権利」の具体化であることを明示することにより、原則公開の徹底を図っています。

●公開請求の対象範囲を広く

第2は、公開請求の対象範囲が広い点です。まず対象となる行政機関には、 各省庁に加え、実質的な行政主体である特殊法人を含めています(ただし、商 法の適用を受けるもので政府に支配されていないものは政令で除外。)。さら に対象となる情報には、職員が職務上作成・取得したものならば、組織的に用 いるものでないものも含めています。すなわち、薬害エイズ問題の解明への手 がかりとなった「郡司ファイル」も対象となります。

●不開示の範囲を制限、狭い行政の裁量余地

第3は、行政機関が公開を拒否できる情報(不開示情報)の範囲を極力制限し、規定を明確にして行政の裁量余地を狭めている点です。個人に関する情報では、公務員についてはその氏名まで公開します。法人に関する情報では、いわゆる非公開特約を認めないことによって、官業癒着の根絶を図っています。防衛・外交に関する情報や捜査・秩序維持に関する情報について、政府案のように「行政の判断を尊重する」規定とはしていませんし、過剰に秘密とされやすい防衛・外交情報は、20 年経過後は一律に公開としています。行政内部で審議・検討中の情報(意思形成過程情報)については、その規定自体を設けないことにより、最終決定前での公開を確保しています。また、存否自体も明らかにせずに公開請求を拒否できる存否不回答特例については、濫用の危険が大きいことから、その対象を個人情報、防衛・外交情報、捜査・秩序維持情報に限定しています。

●非公開の場合の救済措置も手厚く

第4は、非公開とされた場合の救済措置が手厚い点です。政府案も、行政機関に不服を申し立てる行政救済と裁判に訴える司法救済の2つを認めています。そして、行政救済の場合に、行政機関は新設される審査会に諮問しなければならないことや、この審査会の委員の任命には両院の同意を必要とし、審査会に非公開情報の提出命令権を付与するなどの措置を講じています。しかし、最終的な救済措置である裁判の手続について、政府は何らの措置も講じていませんので、裁判を提起できる場所は、被告となる行政機関の所在地の裁判所に限られてしまいます。野党案は、原告の住所地の裁判所に提起することを認めるとともに、裁判所が必要と判断するときは、裁判所のみが非公開情報を見て審理する「インカメラ審理」などを認めています。

●制度の使いやすさにも配慮

第5は、実務上の使いやすさに配慮している点です。手数料は、請求時や公開時には徴収せず、写しの交付を受ける場合にのみ、実費の範囲内に限り徴収することとし、これについても経済的困難や公益的理由がある場合には減免します。行政機関の態度決定期限を政府案の半分の14日間とし、非公開の場合はその理由の明示を義務づけています。さらに、各行政機関には情報検索ファイルを作成・公開すること、政府には情報公開法の施行状況を毎年国会へ報告することを課しています。情報公開制度の基盤となる情報管理については、その主要事項を法律で定めることとしています。

野党4会派案と政府・与党案の主な相違点

		政府•与党案	野党4会派案		
法	知る権利	明記せず。	法律の目的に明記。		
の目的	国民の行 政に対す る監視・ 参加	明記せず。(要綱案より後退)	法律の目的に明記。		
対象機関(特殊 法人の扱い)		中央省庁等のみ。特殊法人は対象外。政府は、特殊法人の情報公開 を推進する法制上の措置等を講ず る。	中央省庁等のほか、特殊法人も対 象(商法の適用を受け、政府支配 が弱い特殊法人は政令で除外)。		
対象文書		職員が組織的に用いるものが対 象。(組織共用文書)	職員が組織的に用いるものでない ものも対象。		
不開示情報	個人情報	個人を識別できる情報は非公開(公 務員の職名は公開)。	実質的にプライバシーを侵害する 情報のみ非公開(公務員の職名と 氏名は公開)。		
	法人情報 (非公開 特約の扱 い)	正当な利益を害するおそれがある 情報と、非公開の特約がある情報 は非公開。	正当な利益を害することが明らかな情報のみ非公開(非公開特約は 認めず)。		
	防衛·外 交情報	国の安全等が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報は非公開。	作成・取得から 20 年を経過しない情報で、国の安全等が害されることが明らかである情報のみ非公開。		
	捜査・秩 序維持情 報	秩序維持等に支障を及ぼすおそれ があると行政機関の長が認めるこ とにつき相当の理由がある情報は 非公開。	秩序維持等に支障を及ぼすことが 明らかである情報のみ非公開。		
	意思形成 過程情報	率直な意見の交換が不当に損なわれたり、不当に国民を混乱させる等のおそれがある情報は非公開。	すべて公開の対象(不開示情報と する規程をおかない)。		

	行政運営 情報	国の機関又は地方公共団体の事務・事業の適正な遂行に支障を及 ぼすおそれがある情報は非公開。	行政機関の事務・事業の目的を達成することができないことが明らかである情報のみ非公開。		
存否の不回答		情報の存否を明らかにせず公開請 求を拒否することを、不開示情報の すべてに認める。	個人情報、防衛・外交情報、捜査・ 秩序維持情報に限り認める。		
開示決定期限		原則 30 日以内	原則 14 日以内		
手数料		開示請求手数料と開示実施手数料 を実費の範囲内で徴収。(2段階徴収) 収) 減免措置は、経済的困難その他特 別の理由がある場合のみ。	閲覧は無償。写しを交付するときは、実費の範囲内の手数料を徴収。(1段階徴収) 経済的困難その他特別の理由がある場合のほか、開示請求に公益上の理由がある場合も減免。		
	提訴できる裁判所	被告となる行政機関の住所地の裁 判所(東京地裁など)に限定。	原告となる請求者の住所地の裁 判所に提起することも認める。		
司法救済	ヴォーン インデック ス手続	導入しない。	導入する。(注 1)		
	インカメラ 審理	導入しない。	導入する。(注 2)		
文書管理の基 準		政令で定める。	法律で定める。		
利便の提供		行政情報の特定に資する情報の提 供する。	検索ファイルを作成し、閲覧に供 する。		
施行状況の公 表		総務庁は、概要を公表する。	政府は、毎年度、国会に報告するとともに、概要を公表する。		
施行期日		公布日から2年以内	平成 11 年 4 月 1 日		
司法救済 ヴィス イ審 管理の 提供 の分表 一般表 一般表 一般表 一般表 一般表 一般表 一般表 一般表 一般表 一般		判所(東京地裁など)に限定。 導入しない。 導入しない。 政令で定める。 行政情報の特定に資する情報の提供する。 総務庁は、概要を公表する。	原告となる請求者の住所地の裁判所に提起することも認める。 導入する。(注 1) 導入する。(注 2) 法律で定める。 検索ファイルを作成し、閲覧に供する。 政府は、毎年度、国会に報告するとともに、概要を公表する。		

(注1)ヴォーンインデックス手続=行政機関に、不開示情報の項目や理由などを一覧等にして提出させる手続。

(注 2)インカメラ審理=裁判官は、ヴォーンインデックス手続によってもなお必要と認めるときは、審理の対象となった公開拒否の「情報」を直接見て、公開の是非について判断することができる制度。

1997年4月1日現在

市民のための情報公開法を

地方公共団体における情報公開条例、要綱等の制定状況

	都道	市区町村				合計	
	府県	市	区	町	村	計	
条例	44	225	23	69	11	328	372
要綱等	% 3	12	0	7	1	20	23
合 計(A)	47	237	23	76	12	348	395
団体 総数 (B)	47	669	23	1993	570	3255	3302
制定 率 (A/B)	100%	35.4%	100%	3.8%	2.1%	10.6%	11.9%

※山口県は1997年7月、山形県は1997年12月に条例を制定したため、現在は愛媛県のみ。

野党4会派(民主党、平和・改革、自由党、無所属の会)案「行政情報の公開に関する法律案」の骨子

一 目的

国民主権の理念にのっとり、行政情報の開示を請求する国民の権利について 定めることにより、行政運営の公開性の向上を図り、もって国民の知る権利を 保障するとともに、政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにし、 国民の行政に対する監視及び参加の充実に資することを目的とする。

二対象機関

法律に基づき内閣に置かれる機関(内閣官房等)、内閣の所轄の下に置かれる機関(人事院)、国の行政機関として置かれる機関(府、省、委員会及び庁)、会計検査院及び特殊法人。

三 行政情報及び行政資料の範囲

(1) 行政情報

行政機関が保有する情報。

(2) 行政資料

行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他の採録物であって、当該行政機関が保有するもの。

四 行政情報の開示

(1) 開示請求権者

何人も、行政情報(行政資料に記録されているものに限る。)の開示を請求できる。

(2) 開示される行政情報の範囲

開示請求を受けた行政情報は、開示しなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、開示しないことができる。

(不開示情報の範囲)

- 1. 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの。ただし、法令の規定又は慣行により公にされている情報、公務員の職及び氏名に関する情報等は除く。
- 2. 法人等に関する情報で、開示することにより、法人等の正当な利益を害することが明らかであるもの
- 3. 開示することにより、国の安全が害されること、他国等との信頼関係が損なわれること又は他国等との交渉上の不利益を被ることが明らかである情報(当該情報に係る行政資料を作成し、又は取得した日から起算して二十年を経過しないものに限る。)
- 4. 開示することにより、犯罪の予防、捜査等の目的を達成することができないことが明らかである情報その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかである情報
- 5. 行政機関の事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、開示することにより当該事務又は事業の目的を達成することができないことが明らかであるもの

(3) 本人の承諾による開示

行政情報が、不開示情報の個人情報や法人情報に該当する場合であっても、 本人である個人又は法人等がその開示について承諾したときは、開示する。

(4) 公益上の理由による開示

行政情報が不開示情報に該当する場合においても、開示しないことにより

保護される正当な利益に優越する公益上の理由が明らかにあると認めるときは、 開示する。

(5) 行政情報の存否に関する情報

行政情報の存否を答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、 当該行政情報の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができる。 ただし、当該行政情報が個人情報、外交防衛情報又は犯罪捜査情報である場合 に限る。

(6) 開示請求の処理手続

- 1. 開示決定等は、開示請求の受理日から起算して 14 日以内に行う(延長は、 開示請求の受理日から起算して 60 日を限度とする)。
- 2. 行政資料に第三者に関する情報が記録されているときは、当該第三者の意見を聴くことができる。
- 3. 行政情報の開示は、行政資料を閲覧に供し、又は複写させることにより行う。閲覧・複写が適切でない場合及び開示請求者が希望するときは、写しの交付に代えることができる。
- 4. 閲覧による行政情報の開示は、無償とする。写しの交付に係る手数料は、 実費の範囲内で政令で定める。経済的困難その他特別の理由がある場合又は公 益上の理由がある場合には、当該手数料を減免できる。

五 不服申立て

(1) 行政情報開示不服審査会の設置

開示決定等に係る不服申立てについて、行政機関の長の諮問に応じ調査審議させるため、総理府に、行政情報開示不服審査会を設置する。

(2) 審査会の組織

委員は、人格が高潔であって、情報公開に関し優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

(3)審査会の調査権限

- 1. 不服申立てに係る行政資料について、諮問庁に対し、必要な事項を、審査会の定める方式により分類し、かつ、整理することその他の方法により記載した書面の提出を求めることができる。
- 2.1により書面の提出を受けた場合においても、なお必要があると認めるときは、諮問庁に対し、当該行政資料の提示をさせることができる。
- 3. 審査会は、その指名する委員に不服申立人等の意見の陳述を聴かせること等ができる。

(4) 会計検査院に係る審査会

会計検査院にあっては、別に法律で定める審査会に諮問する。

六 訴訟

(1)訴訟の管轄

開示決定等に係る抗告訴訟は、これを提起しようとする者の住所地の裁判 所にも、提起することができる。

(2) 裁判所の調査権限

- 1. 抗告訴訟に係る行政資料について、行政機関の長に対し、必要な事項を、その裁判所の定める方式に従って分類し、かつ、整理することその他の方法により記載した書面の提出を命ずることができる(ヴォーンインデックス手続)。
- 2. 裁判所は、文書提出命令の申立てがあった場合において、1)のヴォーンインデックス手続によっても、なお判断が困難であるときは、当該行政資料を提示させ、非公開で見ることができる(インカメラ審理)。

七 その他

(1) 行政資料の管理

- 1. 行政機関の長は、行政資料の管理に関する定めを制定し、これを公にするとともに、当該定めに従い行政資料の適切な管理を行う。当該定めに規定すべき基準、罰則その他必要な事項については、別に法律で定める。
- 2. 行政機関は、行政資料の管理に関する事務を適正に行うため、情報管理 専門官を置く。

(2) 行政情報検索ファイルの作成

行政機関の長は、行政情報検索ファイルを作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

(3) 行政情報サービスセンターの設置

行政情報の開示を請求する者の利便に資するため、総務庁に、各都道府県 をその管轄区域とする地方支分局として、行政情報サービスセンターを置く。

(4) 国会に対する報告

政府は、毎年度、国会に対し法律の施行状況を報告し、その概要を公表しなければならない。

(5) 地方公共団体の施策

地方公共団体は、この法律に規定する国の施策に準じて、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

行政情報の公開に関する法律案

目次

第一章 総則 (第一条・第二条)

第二章 行政情報の開示等

第一節 行政情報の開示 (第三条 - 第十三条)

第二節 不服申立て

第一款 行政情報開示不服審査会に対する諮問等(第十四条・第十五条) 第二款 行政情報開示不服審査会(第十六条-第三十条)

第三節 訴訟 (第三十一条・第三十二条)

第三章 行政情報の公開の総合的な推進等 (第三十三条 - 第三十六条)

第四章 雑則 (第三十七条-第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政情報の開示を請求する 国民の権利について定めることにより、行政運営の公開性の向上を図り、もっ て国民の知る権利を保障するとともに、政府の諸活動を国民に説明する責務が 全うされるようにし、国民の行政に対する監視及び参加の充実に資することを 目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関、国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条第二項に規定する国の行政機関として置かれる機関(ロの政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。)及び法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関のうち政令で定めるもの

ハ 会計検査院

- 二 特殊法人(総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)第四条第十一号に規定する法人(同号の規定の適用を受けない法人を除く。)のうち、商法(明治三十二年法律第四十八号)の適用を受ける法人であって、その出資の割合、役員の選任等において政府に支配されていないものとして政令で定めるもの以外の法人をいう。)
- 二 行政情報 行政機関が保有する情報(前号口の政令で定める機関が置かれる同号イの行政機関にあっては、当該政令で定める機関が保有する情報を除く。)をいう。
- 三 行政資料 行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他の採録物であって、当該行政機関が保有するものをいう。ただし、一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧(視聴を含む。以下同じ。)に供されているものを除く。

目次に戻る

第二章 行政情報の開示等

第一節 行政情報の開示

(行政情報の開示)

第三条 何人も、行政機関の長(前条第一号ロに掲げる機関にあってはその機関ごとに政令で定める者、同号二に掲げる機関にあっては代表権を有する者をいう。以下同じ。)に対し、行政情報(行政資料に記録されているものに限る。以下この章において同じ。)の開示を請求することができる。

2 行政機関の長は、前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。) があったときは、次条第一項若しくは第二項又は第五条に該当する場合を除き、

開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、当該開示請求に係る行政情報を開示しなければならない。

(行政情報の不開示等)

第四条 行政機関の長は、開示請求に係る行政情報の全部又は一部が次に掲げる情報(以下この条において「不開示情報」という。)のいずれかに該当すると認めるときは、当該全部又は一部を開示しないことができる。

- 一 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別されるもの(当該情報のみでは識別することができないが、一般に容易に入手することができる他の情報と照合することにより識別され得るものを含む。)のうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- イ 法令の規定により又は慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報
- ロ 公務員(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員をいい、第二条第一号二に掲げる機関の職員を含む。)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名に関する情報
- ハ 開示しないことにより保護される個人の正当な利益よりも、人の生命、 身体、

健康、財産又は生活を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

二 法人その他の団体 (国及び地方公共団体を除く。以下この条において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の基本的な権利、その競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害することが明らかであるもの。

ただし、開示しないことにより保護される当該法人等又は当該個人の正当な利益よりも、当該法人等又は当該個人の事業活動によって生ずる危害又は侵害から人の生命、身体若しくは健康又は財産若しくは生活を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

三 開示することにより、国の安全が害されること、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれること又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被ることが明らかである情報(当該情報に係る行政資料を作成し、又は取得した日から起算して二十年を経過しないものに限る。)

四 開示することにより、犯罪の予防若しくは捜査、公訴の提起若しくは維持、刑の執行又は警備の目的を達成することができないことが明らかである情報その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかである情報

五 監査、検査、取締り、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理、 現業の事業経営その他行政機関の事務又は事業に関する情報であって、当該事 務又は事業の性質上、開示することにより当該事務又は事業の目的を達成する ことができないことが明らかであるもの

- 2 行政機関の長は、開示請求に係る行政情報が記録されている行政資料に不 開示情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、当該不開示情報 が記録されている部分とそれ以外の情報が記録されている部分とを分離するこ とが困難であると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政資料に記録され ている行政情報の全部を開示しないことができる。
- 3 行政機関の長は、開示請求に係る行政情報が第一項第一号又は第二号に規定する不開示情報に該当する場合であっても、当該行政情報に係る個人又は法人等がその開示について承諾したときは、開示請求者に対し、当該行政情報を開示するものとする。
- 4 行政機関の長は、開示請求に係る行政情報が不開示情報に該当する場合において、開示しないことにより保護される正当な利益に優越する公益上の理由が明らかにあると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政情報を開示するものとする。

(行政情報の存否に関する情報)

第五条 開示請求に係る行政情報が前条第一項第一号、第三号又は第四号に該当する場合において、当該行政情報の存否を答えるだけで、同項第一号、第三号又は第四号の規定により保護される利益が当該行政情報を開示した場合と同様に害されることとなることが明らかであるときは、行政機関の長は、開示請求に係る行政情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求の方法)

第六条 開示請求は、政令で定めるところにより、行政機関の長に対し、次に 掲げる事項を記載した請求書を提出して、行わなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の 団体にあってはその代表者の氏名
 - 二 開示請求をする行政情報
 - 三 行政情報の開示の方法

(開示決定等)

第七条 行政機関の長は、開示請求を受理した日から起算して十四日以内に、 第三条第二項若しくは第四条第三項若しくは第四項の規定により開示請求に係 る行政情報を開示する旨の決定(以下「開示決定」という。)又は同条第一項 若しくは第二項の規定により開示請求に係る行政情報の全部若しくは一部を開 示しない旨の決定(第五条の規定により又は開示請求に係る行政情報が存在し ないことにより開示請求を拒否する決定を含む。以下「不開示決定」という。) をし、政令で定めるところにより、開示請求者に対し、その旨及びその決定が 開示決定であるときは開示の実施に関し必要な事項を、その決定が不開示決定 であるときはその理由を書面により通知しなければならない。

2 開示請求者は、行政機関の長が前項に規定する期間内に開示決定又は不開 示決定(以下「開示決定等」という。)をしないときは、次条第一項又は第二 項の規定による延長に係る通知を受けた場合を除き、行政機関の長が当該開示 請求に係る行政情報について不開示決定をしたものとみなすことができる。(開

示決定等の期間の特例)

第八条 行政機関の長は、事務処理上の困難その他の正当な理由により、前条 第一項に規定する期間内に開示決定等をすることができないときは、同項の規 定にかかわらず、開示請求を受理した日から起算して三十日を限度として、こ れを延長することができる。この場合において、行政機関の長は、政令で定め るところにより、開示請求者に対し、同項に規定する期間内に、当該期間内に 開示決定等をすることができない理由及び延長する期間を書面により通知しな ければならない。

- 2 行政機関の長は、開示請求に係る行政情報が記録されている行政資料が著しく大量であるため、前項の規定により延長された期間内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、当該行政資料の相当な量に係る部分についてのみ当該期間内に開示決定等をし、当該部分を除く部分についての開示決定等については、開示請求を受理した日から起算して六十日を限度として、これを延長することができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。
- 3 前条第二項の規定は、開示請求者が前二項の規定による延長に係る通知を 受けた場合について準用する。

(事案の移送)

第九条 行政機関の長は、開示請求に係る行政情報が記録されている行政資料の全部又は一部が他の行政機関により作成されたものであるときその他相当の理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該開示請求に係る事案の全部又は一部を当該他の行政機関の長に移送することができる。この場合においては、行政機関の長は、政令で定めるところにより、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(第三者保護に関する手続)

第十条 開示請求に係る行政情報が記録されている行政資料に国(第二条第一号二に掲げる機関を含む。)、地方公共団体及び開示請求者以外の者(以下この条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、行政機関の長は、開示決定等をするに際し、当該第三者の意見を聴くことができ

2 行政機関の長は、前項の規定により第三者の意見を聴いた場合において、 同項に規定する行政情報を開示するときは、当該行政情報の開示決定等をした 日と当該行政情報の開示を実施する日との間に当該第三者が行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立て(以下「不服申立て」とい う。)をするための相当な期間を確保するとともに、当該開示決定等の後速や かに、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、政令で定める事項を書 面により通知するものとする。

(開示の方法)

第十一条 第三条第二項又は第四条第三項若しくは第四項の規定による行政情報の開示は、政令で定めるところにより、当該行政情報が記録されている行政 資料を閲覧に供し、又は複写させることにより行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政資料を閲覧に供し、若しくは複写させることが適切でないと明らかに認められるときはその理由を示して、又は開示請求者が希望するときは、当該行政資料の写しの交付をもってこれに代えることができる。
- 3 開示請求に係る行政情報が記録されている行政資料が行政機関のうち政令で定めるものにおいて歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有されているものである場合には、前二項の規定にかかわらず、当該行政情報の開示の方法について政令で特別の定めをすることができる。

(手数料等)

第十二条 行政資料を閲覧に供することにより行う行政情報の開示は、これを 無償とする。

- 2 開示請求者は、前条第二項の規定による行政資料の写しの交付を受けると きは、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手 数料を納付しなければならない。
- 3 行政機関の長は、開示請求者に経済的困難その他特別の理由があると認め

るときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を免除し、又は減額する ことができる。開示請求に公益上の理由があると認めるときも、同様とする。

4 開示請求者は、政令で定めるところにより、行政資料の写しの送付を受ける場合には、郵送料を納付しなければならない。

(権限又は事務の委任)

第十三条 行政機関の長は、政令(第二条第一号イに掲げる機関のうち内閣の所轄の下に置かれる機関及び同号ハに掲げる機関にあっては、当該機関の命令)で定めるところにより、この節に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

第二節 不服申立て

第一款 行政情報開示不服審査会に対する諮問等

(行政情報開示不服審査会に対する諮問)

第十四条 開示決定等(第二条第一号ハに掲げる機関の長がする開示決定等を除く。)に係る不服申立てに対して決定又は裁決をしようとするときは、次に掲げる場合を除き、当該不服申立てに係る処分庁、審査庁又は再審査庁は、行政情報開示不服審査会に諮問をしなければならない。

- ー 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- 二 不開示決定(開示決定に係る不服申立てに対して、当該開示決定を取り消し、当該開示決定に係る行政情報の全部又は一部を開示しない旨の裁決を含む。以下この号及び第二十五条第一項において同じ。)を取り消し、当該不開示決定に係る行政情報の全部を開示する旨の決定又は裁決をするとき(当該行政情報が記録されている行政資料に第十条第一項に規定する第三者に関する情報が記録されている場合を除く。)。

(答申の尊重)

第十五条 前条の規定による諮問をした処分庁、審査庁又は再審査庁(以下こ

の節において「諮問庁」という。)は、当該諮問に対する答申を受けたときは、 これを尊重しなければならない。

第二款 行政情報開示不服審査会

(設置)

第十六条 第十四条の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議させるため、総理府に、行政情報開示不服審査会(以下この款において「審査会」という。)を置く。

(組織)

第十七条 審査会は、委員六人をもって組織する。

2 委員のうち三人は、非常勤とすることができる。

(委員の任命)

第十八条 委員は、人格が高潔であって、情報公開に関し優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

- 2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。
- 3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を 得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないと きは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員を罷免しなければならない。

(委員の任期)

第十九条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者 の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き 続きその職務を行うものとする。

(委員の身分保障)

第二十条 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、 その意に反して罷免されることがない。

- ー 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。
- 二 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 三 審査会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(委員の罷免)

第二十一条 内閣総理大臣は、委員が前条各号のいずれかに該当するときは、 その委員を罷免しなければならない。

(会長)

第二十二条 審査会に会長を置き、委員の互選によって常勤の委員のうちから これを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する常勤の委員が、その職務を代理する。

(委員の服務)

第二十三条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。そ

の職を退いた後も、同様とする。

- 2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
- 3 常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬 を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的と する業務を行ってはならない。

(委員の給与)

第二十四条 委員の給与は、別に法律で定める。

(不開示決定に関する行政資料の標目等を記載した書面の提出の要求等)

第二十五条 不開示決定に係る不服申立てについて調査審議する場合においては、審査会は、当該不開示決定に関する行政情報が記録されている行政資料について、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、第四条第一項及び第二項並びに第五条の規定の趣旨に反しない限度において、当該行政資料の標目並びに当該行政資料に記録されている行政情報のうち開示しない(同条の規定により開示請求を拒否することを含む。以下この項において同じ。)部分について、これを特定するに足りる事項、その内容の要旨及びこれを開示しない理由その他必要な事項を、審査会の定める方式に従って分類し、かつ、整理することその他の方法により記載した書面の提出を求めることができる。

- 2 審査会は、前項の規定により書面の提出を受けた場合においても、なお必要があると認めるときは、諮問庁に対し、当該行政資料の提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された行政資料の開示を求めることができない。
- 3 前二項に定めるもののほか、審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、不服申立人、参加人及び諮問庁(以下「不服申立人等」という。)に対して意見書又は資料の提出を求め、参考人に陳述を求め、又は鑑定をさせ、その他必要な調査をすることができる。

(審議の手続)

第二十六条 不服申立人等は、政令で定めるところにより、審査会に対し、口頭で意見を陳述することができる。ただし、審査会においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 不服申立人等は、政令で定めるところにより、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。
- 3 不服申立人等は、政令で定めるところにより、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料(前条第二項に規定する行政資料を除く。)の閲覧(複写を含む。

以下この条において同じ。)又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

- 4 前項の規定による意見書又は資料の閲覧及び写しの交付については、第十 二条の規定を準用する。
- 5 前各項の規定により審査会がした処分については、不服申立てをすることができない。

第二十七条 審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員のうちから審査会が指名する者三人をもって構成する合議体で、諮問に係る不服申立てについて調査審議することができる。この場合において、審査会は、その定めるところにより、当該合議体の議決をもって審査会の議決とすることができる。

2 審査会(前項の合議体を含む。)は、その委員のうち一部の者をして、第二十五条の規定による調査をさせ、又は前条第一項の規定による陳述を聴かせることができる。

(答申の公表)

第二十八条 第十五条の答申は、これを公表するものとする。

(事務局)

第二十九条 審査会の事務を処理させるため、審査会に、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第三十条 この款に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

第三節 訴訟

(訴訟の管轄)

第三十一条 開示決定等(開示決定等に係る不服申立てに対する決定又は裁決を含む。)に係る抗告訴訟(行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第三条第一項の抗告訴訟をいう。次条第一項及び第二項において同じ。)は、これを提起しようとする者の住所地の裁判所にも、提起することができる。

(不開示決定に関する行政資料の標目等を記載した書面の提出命令等)

第三十二条 不開示決定(開示決定に係る不服申立てに対して、当該開示決定を取り消し、当該開示決定に係る行政情報の全部又は一部を開示しない旨の決定又は裁決を含む。以下この項及び次項において同じ。)に係る抗告訴訟においては、裁判所は、当該不開示決定に関する行政情報が記録されている行政資料について、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、当事者の申立てにより又は職権で、決定をもって、第四条第一項及び第二項並びに第五条の規定の趣旨に反しない限度において、当該行政資料の標目並びに当該行政資料に記録されている行政情報のうち開示しない(同条の規定により開示請求を拒否することを含む。以下この項及び次項において同じ。)部分について、これを特定するに足りる事項、その内容の要旨及びこれを開示しない理由その他必要な事項を、その裁判所の定める方式に従って分類し、かつ、整理することその他の方法により記載した書面の提出を命ずることができる。

- 2 前項の抗告訴訟において不開示決定に関する行政情報が記録されている行政資料につき文書提出命令の申立てがあったときは、行政事件訴訟法第七条の規定によりその例によることとされる民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第二百二十条各号に掲げる場合のほか、当該行政情報が第四条第一項若しくは第二項又は第五条の規定により開示しないことができる行政情報に該当するものでない場合には、当該行政資料を保有する行政機関の長は、その提出を拒むことができない。
- 3 裁判所は、前項の文書提出命令の申立てがあった場合において、第一項の 規定により提出を受けた書面によっても、なお当該行政資料が前項の規定によ り提出を拒むことができないものであるかどうかの判断をすることが困難であ ると認めるときは、行政機関の長に対し、決定をもって、その提示をさせるこ とができる。この場合においては、何人も、その提示された行政資料の開示を 求めることができない。

目次に戻る

第三章 行政情報の公開の総合的な推進等

(行政情報の公開の総合的な推進)

第三十三条 政府は、前章に定めるところにより行政情報を開示するほか、行政情報の提供その他の行政情報の公開に関する施策の充実を図り、国民に対する行政情報の公開の総合的な推進に努めるものとする。

(行政情報検索ファイルの作成、行政情報サービスセンターの設置その他の 利便の提供)

第三十四条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政機関に係る行政情報の検索ファイルを作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

- 2 行政情報の開示を請求する者の利便に資するため、総務庁に、各都道府県をその管轄区域とする地方支分部局として、行政情報サービスセンターを置く。
- 3 政府は、前二項に定めるもののほか、この法律の円滑な運用を確保するた

め、行政情報の報道機関への積極的な提供及び広報手段の充実に努めるととも に、総合的な案内窓口の整備、行政資料の閲覧施設等行政情報を提供するため の施設の整備その他行政情報の開示を請求する者の利便を考慮した適切な措置 を講ずるものとする。

(国会に対する報告等)

第三十五条 政府は、毎年度、国会に対しこの法律の施行の状況を報告すると ともに、その概要を公表しなければならない。

(行政資料の管理に関する制度の整備)

第三十六条 行政機関は、行政資料の管理に関する定めを制定し、これを公に するとともに、当該定めに従い行政資料の適切な管理を行うものとする。

- 2 前項の定めに規定すべき行政資料の分類、収受、作成、決裁、供覧、公表、整理保管、保存及び廃棄に関する基準並びにその基準を遵守する義務及びその 基準に違反した場合における罰則その他必要な事項については、別に法律で定 める。
- 3 行政機関は、行政資料の管理に関する事務を適正に行うため、情報管理専 門官を置くものとする。

目次に戻る

第四章 辨則

(政令への委任)

第三十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第三十八条 第二十三条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(地方公共団体の施策)

第三十九条 地方公共団体は、この法律に規定する国の施策に準じて、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、第十八条第一項(両議院の同意に関する部分に限る。)の規定は、公布の日から施行する。

(施行日前に作成され、又は取得された行政資料に記録されている行政情報に対する適用)

第二条 この法律の規定は、この法律の施行の日前に行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した行政資料であって同日以後において引き続き当該行政機関が保有しているものに記録されている行政情報についても、適用する。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第三条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号) の一部を次のように改正する。

第一条中第十三号の五の三を第十三号の五の四とし、第十三号の五の二の次に次の一号を加える。

十三の五の三 行政情報開示不服審査会の常勤の委員

第一条中第十九号の七の二を第十九号の七の三とし、第十九号の七の次に 次の一号を加える。

十九の七の二 行政情報開示不服審査会の非常勤の委員

別表第一中「最高裁判所に置かれる倫理審査会の常勤の委員」を「最高裁判所 に置かれる倫理審査会の常勤の委員 行政情報開示不服審査会の常勤の委員」 に改める。

(総務庁設置法の一部改正)

第四条 総務庁設置法の一部を次のように改正する。

第九条に次の四項を加える。

- 16 総務庁に、地方支分部局として、行政情報サービスセンターを置く。
- 17 行政情報サービスセンターは、行政情報の検索ファイルの閲覧に関する事務、開示請求に関する相談その他行政情報の開示に関する事務の一部を分掌する。
 - 18 行政情報サービスセンターの名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。
 - 19 行政情報サービスセンターの内部組織は、総理府令で定める。

(関係法律の整理等)

第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な関係法律 の整理その他必要な事項については、別に法律で定める。

理由

国民主権の理念にのっとり、国民の知る権利を保障するとともに、政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにし、国民の行政に対する監視及び参加の充実に資するため、行政運営の公開性の向上を図るよう、行政情報の開示を請求する国民の権利について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約一億千万円の見込みである。

政府・与党(自由民主党、社会民主党、新党さきがけ)案 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律案」の骨子

一 目的

国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすること等。

二 対象機関

法律に基づき内閣に置かれる機関(内閣官房等)、内閣の所轄の下に置かれる機関(人事院)、国の行政機関として置かれる機関(府、省、委員会及び庁)及び会計検査院。

三 行政文書の範囲

行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているもの。

四 行政文書の開示

(1) 開示請求権者

何人も、行政文書の開示を請求できる。

(2) 開示される行政文書の範囲

行政文書に次に掲げる不開示情報が記録されている場合を除き、開示。

(不開示情報の範囲)

- 1. 個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの等。ただし、法令の規定又は慣行により公にされている情報、公務員の職に関する情報等は除く。
- 2. 法人等に関する情報で、公にすると、法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの、非公開条件付の任意提供情報であって、通例公にしないこ

ととされているもの等

- 3. 公にすると、国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれる等のおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
- 4. 公にすると、犯罪の予防、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
- 5. 国の機関及び地方公共団体の内部又は相互の審議、検討等に関する情報で、公にすると、率直な意見の交換が不当に損なわれる等のおそれがあるもの
- 6. 国の機関及び地方公共団体等が行う事務又は事業に関する情報で、公にすると、当該事務又は事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(3) 公益上の理由による裁量的開示

不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると 認めるときは、開示することができる。

(4) 行政文書の存否に関する情報

行政文書の存否を答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、 当該行政文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができる。

(5) 開示請求の処理手続

- 1. 開示決定等は、開示請求があった日から 30 日以内に行う (30 日以内の延 長可)。
- 2. 行政文書に第三者に関する情報が記録されているときは、当該第三者に意見書提出の機会を付与できる。公益上の理由で開示するとき等は、その機会

を与えなければならない。

- 3. 文書等は閲覧又は写しの交付、電磁的記録は、政令で定める方法により、 開示する。
 - 4. 開示請求及び開示の実施に係る手数料は、実費の範囲内で政令で定める。

五 不服申立て

(1)情報公開審査会の設置

開示決定等についての不服申立てに関し、行政機関の長の諮問に応じ調査 審議するため、総理府に情報公開審査会を設置する。

(2) 審査会の組織く

審査会は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する委員で組織する。

(3) 審査会の調査権限

諮問庁に対し、①不服申立てに係る行政文書の提示、②不服申立てに係る 行政文書に記録されている情報を審査会の指定する方法により分類・整理した 資料の作成・提出、等を要求できる。

審査会は、その指名する委員に不服申立人等の意見の陳述を聴かせること等ができる。

(4) 会計検査院に係る審査会

会計検査院にあっては、別に法律で定める審査会に諮問することとする。

六 その他

(1) 行政文書の管理

行政文書を適正に管理するため、政令で定めるところにより行政文書の管

理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供する。

(2)総合的な案内所の整備

この法律の円滑な運用に資するため総合的な案内所を整備。

(3) 地方公共団体の情報公開

地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に 関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

(4) 特殊法人の情報公開

政府は、特殊法人の性格及び業務内容に応じ、その保有する情報の開示及び提供が推進されるよう、情報の公開に関する法制上の措置その他の必要な措置を講ずる。

〇政府・与党(自由民主党、社会民主党、新党さきがけ)案 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等 に関する法律案」の骨子

第一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴い必要となる規 定の整備等

- 一 会計検査院長の諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、会 計検査院に会計検査院情報公開審査会を置くこと等(会計検査院法)
- 二 著作権法に基づく公表権、複製権等の権利との関係について必要な調整措置を講ずること(著作権法)

第二 登記簿、特許原簿、訴訟に関する書類等の行政機関の保有する情報の公 開に関する法律の規定の適用除外措置

不動産登記法、商業登記法、特許法、刑事訴訟法等、二十一法律

第三 その他関係規定の整備

特別職の職員の給与に関する法律、総務庁設置法

〇政府・与党(自由民主党、社会民主党、新党さきがけ)案 情報公開法の規定の適用除外となる文書(整備法案第 4~24 条)

1. 登記簿等

- * 不動産登記法(登記簿等)
- * 抵当証券法 (不動産登記法準用)
- * 戸籍法(届書等)
- * 商業登記法(登記簿等)
- * 電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律(登記ファイル)
- * 債権譲渡の対抗要件に関する民法特例等に関する法律(債権譲渡 登記ファイル)
 - * 著作権法(著作権登録原簿等)
 - * 漁業法(免許漁業原簿)
 - * 種苗法(品種登録簿等)
 - * 鉱業法(鉱業原簿)
- * 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法(特定鉱業原簿)

- * 半導体集積回路の回路配置に関する法律(回路配置原簿等)
- * 鉄道抵当法(鉄道抵当原簿等)
- * 道路運送車両法(自動車登録ファイル)
- * 航空法(航空機登録原簿)
- * 特定多目的ダム法 (ダム使用権登録簿)

2. 特許原簿等

- * 特許法 (特許原簿等)
- * 意匠法(意匠原簿等)
- * 商標法(商標原簿等)
- * 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(ファイル)

3. 訴訟に関する書類等

* 刑事訴訟法 (訴訟に関する書類等)